

岩手県告示第567号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成28年岩手県告示第460号）で公示した公共測量を終了した旨盛岡市長から次のとおり通知があった。

平成28年6月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 盛岡市永井17地割ほか地内
- 2 実施した期間 平成28年4月28日から同年6月6日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（基準点測量）